

令和 8 年 土木企業立地推進委員会 閉会中委員会資料

重点審査テーマ

「県民が日本一幸せに暮らせる県づくりに寄与する企業誘致及び
地域の安全・安心を確保する公共インフラの整備・維持管理」
関連資料

～現状、課題及び展開すべき今後の施策～

令和 8 年 8 月 6 日

立地推進部

目次

頁

1 新たな雇用を創出する企業誘致

○高付加価値な成長産業の生産拠点や本社機能等の質の高い雇用の創出に向けた 戦略的な企業誘致（立地推進課）	・ ・ ・ ・ ・ 3
○企業誘致の受け皿となる産業用地の確保（立地整備課）	・ ・ ・ ・ ・ 4

【テーマ】

- 1 新たな雇用を創出する企業誘致
- ・高付加価値な成長産業の生産拠点や本社機能等の質の高い雇用の創出に向けた戦略的な企業誘致

県民が日本一幸せに暮らせる県づくりに寄与する企業誘致及び
地域の安全・安心を確保する公共インフラの整備・維持管理

担当課 立地推進課

＜現状＞

1 企業誘致の実績

(1) 生産拠点

- ・本県の事業環境や生活環境などの立地優位性をPRするとともに、先端産業の生産拠点を対象とする補助制度を創設するなど、積極的な誘致活動を展開。
- ・この結果、半導体の配線材料（スパッタリングターゲット）で世界トップクラスのシェアを誇るJX金属株式会社や印刷インキ・プラスチック向け着色剤等の製造販売を行う東京インキ株式会社などの誘致により、令和7(2025)年の工場立地動向調査において、県外企業立地件数が9年連続で全国第1位となるなど、立地実績は全国トップクラスを維持。



【工場立地動向調査結果】

年	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
立地件数(件)	46	69	66	65	51	60	75	73	49
全国順位	5	2	3	1	2	2	1	1	4
立地面積(ha)	87	147	151	95	99	116	165	117	83
全国順位	5	1	1	2	2	1	2	3	6
県外立地企業件数(件)	30	34	40	38	28	40	47	46	34
全国順位	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(2) 本社機能

- ・全国トップクラスの補助制度（最大50億円）等を活用した誘致活動により、本社機能の移転を推進。
- ・この結果、世界的化粧品メーカーのEL・APSC合同会社（エスティローダーの日本法人）や大手建設機械メーカーの日立建機株式会社の研究開発拠点などが立地。



【本社機能移転計画認定件数（R8.7.1現在）】

年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	計
本社機能移転計画認定件数(件)	10	6	3	3	3	1	0	1	27

2 企業誘致の成果（雇用の創出）

- ・令和7(2025)年度に、過去10年間（平成27(2015)年から令和6(2024)年）に県内に立地を決定した企業552件（延べ633件）を対象に雇用状況を調査したところ、次のとおり322件（回答率：58.3%）から回答があり、従業員数は18,968人、うち地元雇用者数は8,001人であった。

【結果概要（2025年4月1日時点の従業員数）＞

- ・従業員数18,968人【採用計画比256%（7,421人）】（うち地元雇用8,001人（地元雇用率42.2%）（内訳）
- ・正規雇用13,027人【採用計画比260%（5,014人）】（うち地元雇用6,265人（地元雇用率48.1%））

＜課題＞

目まぐるしく変化する社会経済情勢を的確に捉えながら、本県が今後とも持続的に発展していくためには、成長産業をはじめとした企業による大規模な投資を継続して呼び込むことで、本県の経済力を高めるとともに魅力ある雇用を創出していくことが必要。

＜展開すべき今後の施策＞

地域経済の発展と若者が望む魅力ある雇用の創出に向け、本県の立地優位性や本県独自の優遇制度のPRなど、戦略的な誘致活動を展開することにより、利益率の高い、高付加価値な成長産業の生産拠点及び本社機能をはじめ、グローバル企業のフラッグシップ（主力）拠点の誘致を推進していく。

1 企業の設備投資動向の把握、業界に精通した専門家による分析

(1) マーケティング調査

- ターゲットとする業界を中心とした県外企業に対するアンケートによる設備投資に関する意向調査を実施し、投資意欲のある企業への誘致活動を展開。

(2) 誘致戦略アドバイザー

- ターゲットとする業界に精通するアドバイザーを通じて、企業の投資動向や業界動向の把握に基づく、戦略的な誘致活動を展開。（産業タイムズ社、矢野経済研究所）

2 本県の魅力や独自の支援制度の情報発信

(1) 企業誘致広報資料等の作成・配布によるPR

- 本県の立地優位性等を企業にアピールするためのパンフレットの作成・配布やWEB上での広告掲載、ターゲットメールの配信によるPR

(2) 産業立地セミナーの開催によるPR

- 半導体・次世代自動車関連産業等の成長分野を中心としたメーカー、企業の設備投資情報などに詳しい大手ゼネコン、金融機関などを招待し、本県の立地優位性等のPRや情報交換を行うセミナーを東京・大阪で実施



3 中核拠点等の立地に対する支援

(1) 中核拠点・生産拠点の立地に対する支援

- グローバル企業のフラッグシップ（主力）拠点誘致促進補助
成長産業（半導体・次世代自動車関連産業等）のグローバル企業のフラッグシップ（主力）拠点の整備に対する補助【上限100億円】
- 次世代産業集積・カーボンニュートラル強化プロジェクト事業補助
成長産業の生産拠点の建物整備費、設備購入費に対する補助【上限30億円】

(2) 本社機能の移転に対する支援

- 本社機能移転強化促進補助等
成長産業の本社機能の移転に対する補助（建物整備費・設備購入費、賃料、移転人数等に応じた雇用補助、事務所等移転費補助）【上限50億円】
※令和8(2026)年度に雇用補助の対象業種を拡充

県民が日本一幸せに暮らせる県づくりに寄与する企業誘致及び
地域の安全・安心を確保する公共インフラの整備・維持管理

【テーマ】
・企業誘致の受け皿となる産業用地の確保

担当課 立地整備課

＜現状＞

1 県の公共工業団地の状況

- ・県の公共工業団地については、未分譲面積 160.5ha を保有している状況であり、県議会からの「保有土地の処分が計画的に進んでいるか、数字を常にしっかり把握し、県民に明らかにしながら、土地処分を進めるべきである」との提言を踏まえて、改革工程表を作成・公表し、令和11年(2029)度までの処分を目指し、全力で取り組んでいる。

表1 県の公共工業団地の分譲状況（令和8(2026)年7月末時点）

工業団地名	所在地	分譲可能面積(ha)	未分譲面積 (ha)
常陸那珂	ひたちなか市	65.9	0.0
那珂西部	那珂市	36.3	0.0
岩井幸田	坂東市	62.2	0.0
宮の郷	常陸太田市・常陸大宮市	52.2	3.3
茨城中央・1期	茨城町	69.5	14.5
茨城中央・2期	茨城町	54.2	18.4
茨城中央・笠間	笠間市	74.3	25.3
茨城空港テクノパーク	小美玉市	37.2	28.0
北浦複合	行方市	111.8	67.2
筑波北部	つくば市	103.2	3.8
合 計		666.8	160.5

2 産業用地の確保の現状

（1）市町村の開発計画の支援

- ・市町村が主導する開発計画を県が支援する取組として、令和元(2019)年度に「未来産業基盤強化プロジェクト」を立ち上げた。
- ・これまでに、計6地区を「産業用地開発地区」に選定し、早期の造成工事着手に向け、開発に係る各種手続を部局横断的な体制で支援している。

表2 未来産業基盤強化プロジェクト これまでに選定した産業用地開発地区

選定時期	市町村	地区名	開発面積	事業手法
R2.6.30	筑西市	田宿地区拡張	約7.0 ha	開発行為(※)
	境町	猿山・蛇池地区	約10.6 ha	開発行為
R4.9.16	古河市	東山田・谷貝地区	約21.8 ha	開発行為(※)
	下妻市	古沢・袋畑地区	約37.4 ha	開発行為
R5.12.14	日立市	神田町地区	約7.9 ha	開発行為
	常総市	坂手工業団地東部地区	約34.5 ha	開発行為(※)

※地域未来投資促進法に基づく農地転用許可の特例を活用

（2）県施行による新たな産業用地の確保

- ・圏央道周辺を中心に企業立地が進んでおり、令和8(2026)年度には、4車線化の整備完了（県内区間）が予定されていることなどから、今後も企業の立地ニーズがより高まっていくことが見込まれる。
- ・このような立地ニーズがある地域を的確に捉え、事業採算性等を十分に検討した上で、令和3(2021)年度に約20年ぶりとなる県施行による工業団地「圏央道インターパークつくばみらい」の開発を事業化し、2年4か月で完売した。
- ・現在、「フロンティアパーク坂東」及び「常陸那珂工業団地拡張地区」に加え、「阿見実穀地区」において県施行による開発を推進するとともに、優良企業の誘致活動を展開している。

表3 県施行による産業用地開発

地区名	所在地	開発面積	進捗状況
圏央道インターパークつくばみらい	つくばみらい市	約70.3ha	令和3(2021)年4月の事業開始から2年4か月で完売
フロンティアパーク坂東	坂東市	約71.9ha	令和4(2022)年4月：事業開始 令和5(2023)年9月：第1次分譲(1社立地決定) 令和6(2024)年11月：第2次分譲(1社立地決定) 令和7(2025)年10月：第3次分譲(1社立地決定)
常陸那珂工業団地拡張地区	ひたちなか市	第1期拡張地区 約23.2ha 第2期拡張地区 約38.3ha	第1期拡張地区 令和5(2023)年4月：事業開始 令和7(2025)年3月：第1次分譲(1社立地決定) 6月：第2次分譲(3社立地決定) 第2期拡張地区 令和5(2023)年9月：事業開始
阿見実穀地区	阿見町	約68ha	令和8(2026)年度：地区計画等の開発手続、設計、用地買収、造成工事着手



圏央道インターパークつくばみらい



フロンティアパーク坂東



常陸那珂工業団地拡張地区



阿見実穀地区

＜課題＞

令和8(2026)年度に4車線化の整備完了（県内区間）が予定されている圏央道の周辺地域をはじめ、今後、企業の立地ニーズがより一層高まっていくことが見込まれる地域を的確に捉え、市町村が主導する開発計画を積極的に支援するとともに、県施行による新たな産業用地の開発にスピード感を持って取り組む必要がある。

＜展開すべき今後の施策＞

1 県の公共工業団地における早期処分の推進

- ・早期の土地売却を実現するため、企業が立地しやすい環境の整備を進めるとともに、成長や投資が見込まれる分野を中心に、戦略的な企業誘致活動を進めていく。

2 新たな市町村の開発計画の支援

- ・「未来産業基盤強化プロジェクト」等により、企業の立地ニーズに応じた産業用地の開発が推進されるよう、市町村に対して、部局横断的な体制できめ細やかな助言及び庁内調整を行い、市町村の開発計画を積極的に支援していく。

3 県施行による新たな産業用地の確保

- ・「フロンティアパーク坂東」、「常陸那珂工業団地拡張地区」及び「阿見実穀地区」の整備を着実に進めた上で、企業ニーズや事業採算性などを見極めながら慎重に検討していく。

令和 8 年 土木企業立地推進委員会 閉会中委員会資料

重点審査テーマ

「県民が日本一幸せに暮らせる県づくりに寄与する企業誘致及び
地域の安全・安心を確保する公共インフラの整備・維持管理」
関連資料

～現状、課題及び展開すべき今後の施策～

令和 8 年 8 月 6 日

土 木 部

目次

頁

2 安全・安心で住みやすさを確保する公共インフラの整備・維持管理

○高速道路や直轄国道と港湾等の拠点を結ぶアクセス道路の整備推進（道路建設課、道路維持課、港湾課）	・ ・ ・ ・ ・	3
○道路、河川、上下水道等の公共インフラの長寿命化対策及び除草等の日常管理の推進		
・ 道路の対策（道路維持課）	・ ・ ・ ・ ・	4
・ 河川の対策（河川課）	・ ・ ・ ・ ・	5
・ 下水道の対策（下水道課）	・ ・ ・ ・ ・	6

＜現状＞

1 県管理道路及び道路施設の状況

- ・本県は、約 4,100km の県管理道路を有し、橋梁約 2,800 橋、横断歩道橋約 120 橋、トンネル 19 箇所など様々な道路施設を管理しており、進展するインフラの老朽化への対応が課題。

【表 1】

【表 1】茨城県における道路延長

道路の種類	道路延長	
	実延長 (km)	全国 順位
高速道路	約 200	18
直轄国道	約 400	23
県管理国道・県道	約 4,100	12
市町村道	約 50,900	2
合計	約 55,600	2

2 道路施設の長寿命化対策

- ・点検や診断結果に基づき、長寿命化計画を策定し、計画的かつ予防保全的に修繕などを実施することで長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めている。
- ・橋梁では、5 年に 1 度の定期点検を実施し、健全度を 4 段階で診断し、健全性に応じて修繕を実施。【表 2】
- ・修繕にあたっては、緊急輸送道路や線路・高速道路を跨ぐ橋梁などを優先的に対応。

【表 2】 健全性診断と橋梁の点検結果

区分	健全性の状態	点検結果 (R8.3時点)
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。	I 32.1%
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが 予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	II 62.3%
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり 早期に措置を講ずべき状態。	III 5.6%
IV 緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている 又は生じる可能性が著しく高く緊急に措置を講ずべき状態。	IV 0%

3 道路の維持管理

(1) 除草・植栽管理

- ・車両や歩行者の通行の安全確保を目的に、通学路の指定状況や沿道の土地利用状況を踏まえて、年 1～2 回実施。【写真 1】
- ・一部区間においては、道路ボランティアが実施。
- ・街路樹などの道路植栽については、繁茂状況を踏まえ、交通量が多い路線や通学路などを優先して、枝の剪定などを適宜実施。
- ・労務単価の上昇や人手不足に対応するため、省力化などにより、従来の維持管理水準を維持・確保していく必要がある。



【写真 1】道路除草の状況

(2) 道路パトロール

- ・道路の異状を確認するため、月 2 回の頻度で定期的にパトロールを実施。
- ・緊急的に措置が必要な異状箇所は、応急的に補修を実施。【写真 2】
- ・異常気象時や災害発生時には、道路の被災状況や通行可否などを確認するため、緊急的なパトロールを実施。



【写真 2】路面補修の状況

(3) 舗装

- ・大型車交通量や地域特性を考慮して、MCI に基づき修繕の優先順位を決定。
※MCI・・・「ひび割れ率」、「わだち掘れ量」、「平坦性」の 3 要素より舗装の状態を総合的かつ定量的に評価する指標

＜課題＞

- 1 老朽化が進展する道路施設の効率的・効果的な長寿命化対策の推進
- 2 労務単価の上昇や人手不足に対応した道路施設の適切な維持管理の推進

＜展開すべき今後の施策＞

1 効率的・効果的な長寿命化対策の推進

- ・最新の点検結果や修繕履歴などに基づき、長寿命化計画を改定し、計画的な修繕・更新を実施。
- ・劣化が進行し、重大な損傷が発生してからの対応ではなく、点検・診断によって劣化を把握し、損傷が軽微な段階から計画的に修繕を行う予防保全型維持管理へ転換。
- ・点検に、ドローンなどの新技術を活用することで、点検作業の効率化、コスト縮減を推進。【写真 3】
- ・橋梁では、新たな維持管理の取り組みとして、橋梁桁間の継手部分に新技術の止水機能の高い伸縮装置を使用するなどの止水対策や、弱点となりやすい桁端部などの部分塗装により、劣化しやすい箇所の劣化進行を抑制。【写真 4】
- ・横断歩道橋は、利用状況などを踏まえつつ、管理するすべての橋梁で統廃合を検討。



【写真 3】ドローンを活用した橋梁点検



【写真 4】部分塗装の実施例

2 道路施設の適切な維持管理の推進

(1) 除草・植栽管理

- ・労務単価の上昇などに伴い、これまでと同等の維持管理水準を確保するため、令和 8 年度の道路の除草予算（道路補修費）を 5 億円増額して対応。
- ・新設道路における防草タイプ製品の使用や供用済み道路における中央分離帯や法面などのコンクリート被覆、防草シートの設置など、防草対策の推進による除草面積の縮減。【写真 5】
- ・道路ボランティアについては、県・市町村の広報誌や SNS などを通じた周知強化による実施団体の加入促進に加え、貸与品の拡大などによる制度拡充を推進。
- ・維持管理費を抑制する観点から、地元住民との合意形成や地元自治体のまちづくりの方針を踏まえたうえで、老木化した街路樹の計画的な伐採。



【写真 5】防草対策の実施例

(2) 適切かつ効率的な維持管理の推進

- ・パトロールなどで把握した異状箇所の共有、対応の指示、対応状況の共有を地理情報システムで一元的に行うことで、情報共有の効率化、現場対応の迅速化・確実化を推進。【図 1】
- ・計画的な舗装修繕では、路面性状、補修履歴を蓄積し、路面の劣化（MCI の推移）を予測するシステムを活用することで、舗装の破損による事故の未然防止を推進。



【図 1】茨城県道路維持管理支援システムイメージ

【テーマ】

安全・安心で住みやすさを確保する公共インフラの整備・維持管理
(公共インフラの長寿命化対策及び日常管理の推進)(河川)

県民が日本一幸せに暮らせる県づくりに寄与する企業誘致及び

地域の安全・安心を確保する公共インフラの整備・維持管理

担当課 河川課

＜現状＞

1 県管理河川及び管理施設

- ・216 河川 延長約 1,660km を管理。
- ・32 河川管理施設。(堤防や護岸を除く水門や排水機場等)
県が操作規則や要領を定め、地元市町村や土地改良区に操作管理を委託。

2 河川管理施設の長寿命化対策

- ・河川管理施設において、老朽化が顕著となる設置後 30 年を経過した施設が、約 8 割。(令和 7 年度末時点)
【写真 1】
- ・このため、限られた予算の中で適切な維持管理を実施することが必要であり、計画的な点検・補修により施設の状態を的確に把握し、「予防保全」の考え方で、長寿命化を効率的・効果的に進め、ライフサイクルコストの削減に努めている。
- ・治水上重要で改築に多大な費用を要する排水機場や水門など 12 施設について、長寿命化計画に基づき、国の補助金を活用しながら順次、修繕や更新等を行い、施設の延命化を図っている。【表 1】
- ・一方、規模が小さい樋門・樋管などの 20 施設においては、点検結果に基づき、異常が確認された場合は、速やかに補修を実施。



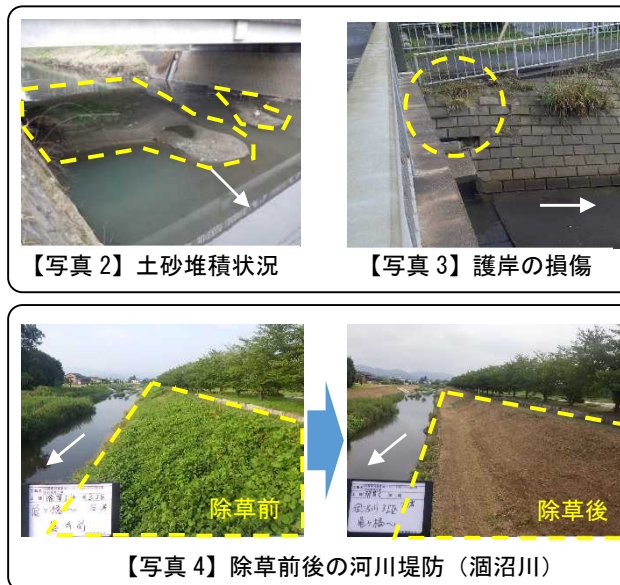
【写真 1】水門ゲートの腐食事例 (銚田排水機場)

No	施設名	河川名	経過年数
1	銚田排水機場	銚田川	37
2	城下川水門	城下川	29
3	八間堰水門	谷田川	55
4	新川排水機場	新川	49
5	備前川排水機場	備前川	36
6	上備前川水門	上備前川	34
7	三村水門	恋瀬川	49
8	稲荷川調整堰	稲荷川	48
9	向堀川水門	向堀川	22
10	法師戸排水機場	矢作川	61
11	幸田新排水機場	飯沼川	38
12	五霞落川水門	五霞落川	31

【表 1】長寿命化計画に位置付けている施設一覧 (12 施設)

3 河川の維持管理

- ・出水期前をはじめとする河川の点検により、土砂堆積状況や護岸損傷等の有無を確認。
【写真 2】【写真 3】
- ・堤防の変状把握や漏水箇所等の異常を早期に発見するとともに、河川の流下能力を維持することを目的として、年 1 回の堤防除草を基本。【写真 4】
- ・河川堤防については、延長が長く、従来の目視による点検や現地測量のみでは、堤防の経年的な沈下状況の把握に多くの時間とコストを要することから、点検作業の効率化による生産性向上を一層進める必要がある。
- ・従来の管理水準の維持・確保をしていくために、労務単価の上昇や人手不足に対応していく必要がある。



＜課題＞

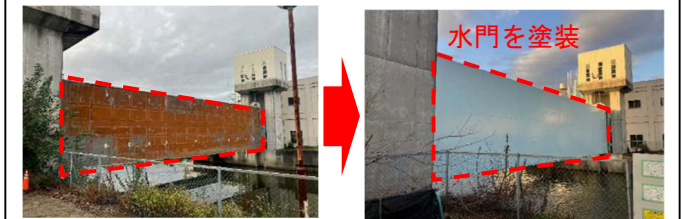
- 1 河川管理施設の効率的・効果的な長寿命化対策の推進
- 2 労務単価の上昇や人手不足に対応した河川の適切な維持管理

＜展開すべき今後の施策＞

1 効率的・効果的な長寿命化対策の推進

- ・長寿命化計画の対象となる 12 施設については、引き続き、最新の点検結果に基づく施設の健全度、社会的影響度等を踏まえて、優先順位を見直した上で令和 7 年度に長寿命化計画を改定し、計画的な修繕・更新を実施。【写真 5】

□長寿命化計画に基づいた予防保全



【写真 5】水門の修繕事例 (新川排水機場)

2 河川の適切な維持管理

(1) 河川堤防の除草

- ・労務単価の上昇等にもとない、これまでと同等の維持管理水準を確保するため、令和 8 年度の河川の除草予算 (河川補修費) を 3 億円増額して対応。
- ・令和 5 年度より、従来、肩掛け式で除草していた箇所に、リモコン式草刈機を導入し、作業の省人化を推進。
【写真 6】
- ・民間ボランティアに河川の除草や清掃を行ってもらう
河川愛護団体は 87 団体が登録。除草に必要な用具 (草刈機やゴミ袋) の貸与、支給を行っているほか、PR 用リーフレットを作成し、更なる参加拡大の働きかけを実施。

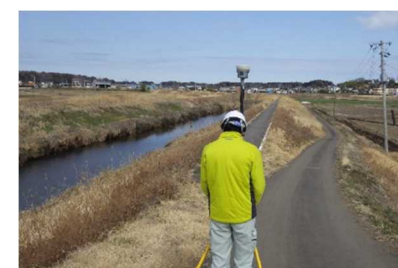


【写真 6】リモコン式草刈機による除草

(2) 日常管理における新技術を活用したコスト削減 (衛星を活用した堤防沈下量把握)

- ・令和 7 年度から地球観測衛星を活用した堤防沈下量を把握する調査手法を導入し、調査期間の短縮やコストの削減により堤防管理の効率化を推進。【写真 7】【図 1】【図 2】

□これまでは、経年変化による堤防の沈下を現地測量により調査



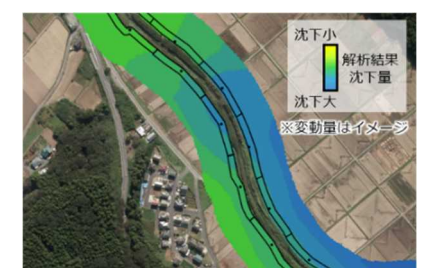
【写真 7】従来の現地測量

□衛星からのマイクロ波を地表面に照射により地表面の沈下量を把握



【図 1】観測方法イメージ

□沈下傾向の大きい要注意箇所について効率的に抽出可能



【図 2】観測データの解析結果

(3) 河川管理施設の管理の高度化

- ・長寿命化対策にあわせ、適切な維持管理に向け、自動化や遠隔化等による施設管理の高度化を推進。
【写真 8】



【写真 8】樋門の遠隔化 (落見川樋門)

- 津波警報や震度 5 以上の地震で自動閉鎖
- 遠隔操作により、水門を開閉可能 (日立市に操作委託)
- 令和 3 年より運用開始

令和 8 年 土木企業立地推進委員会 閉会中委員会資料

重点審査テーマ

「県民が日本一幸せに暮らせる県づくりに寄与する企業誘致及び
地域の安全・安心を確保する公共インフラの整備・維持管理」

関連資料

～現状、課題及び展開すべき今後の施策～

令和 8 年 8 月 6 日

企 業 局

目次

頁

2 安全・安心で住みやすさを確保する公共インフラの整備・維持管理

○道路、河川、上下水道等の公共インフラの長寿命化対策及び除草等の日常管理の推進

・上水道の対策（企業局施設課・統合準備室）

・・・・・・・・・・ 3

【テーマ】

安全・安心で住みやすさを確保する公共インフラの整備・維持管理（上水道施設）

県民が日本一幸せに暮らせる県づくりに寄与する企業誘致及び

地域の安全・安心を確保する公共インフラの整備・維持管理

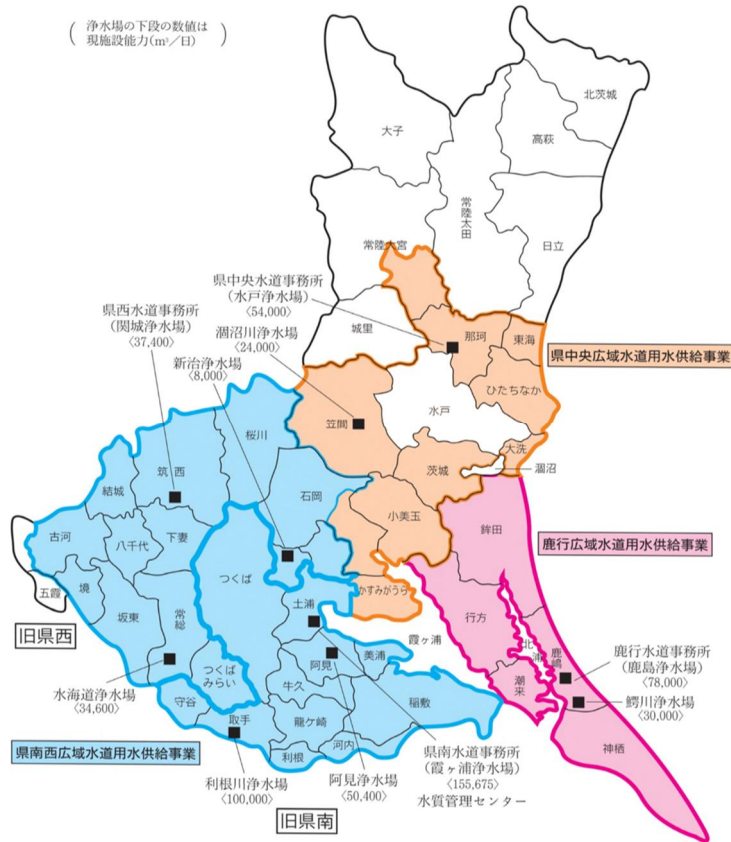
担当課 企業局施設課・統合準備室

＜現状＞

水道用水供給事業の概要

- 企業局では、「安全で安心な水を安定的・継続的に供給する」、「時代のニーズに即した事業を実施する」、「公営企業として常に健全経営をめざす」という基本方針に基づき、水道用水供給事業を実施している。
- 県内3つの事業区域において、32市町村2企業団に対して水道用水を供給しており、市町村等が経営する水道事業を支えている。

水道用水供給事業区域図



水道用水供給事業の概要

(令和8年4月1日現在)

名 称	県南西広域水道用水供給事業	鹿行広域水道用水供給事業	県中央広域水道用水供給事業	合計
給水対象市町村等	19市町村 1企業団	5市	9市町村 1企業団	32市町村 2企業団
施設能力 () : 計画水量	386,075m³/日 (386,075m³/日)	108,000m³/日 (108,000m³/日)	78,000m³/日 (240,000m³/日)	572,075m³/日 (734,075m³/日)
契約水量 () : 未契約水量	364,075m³/日 (22,000m³/日)	93,850m³/日 (14,150m³/日)	53,413m³/日 (24,587m³/日)	511,338m³/日 (60,737m³/日)
主な水源	霞ヶ浦開発、ハツ場ダム、 渡良瀬遊水池、湯西川ダム	霞ヶ浦開発	霞ヶ浦導水、 飯田ダム	—
給水開始	昭和35年12月	昭和43年8月	平成4年1月	—

＜課題＞

- 1 「令和8年熊本地震」や「令和6年能登半島地震」、「令和元年東日本台風」など、近年の自然災害は激甚化・頻発化していることから、地震対策及び老朽化対策など、水道施設の強靱化が必要
- 2 人口減少社会の到来など、経営環境の変化に適切に対応するため、広域連携の推進を図ることが必要

＜展開すべき今後の施策＞

○水道施設の強靱化

1) 地震対策

・浄水場等

企業局では、これまで大規模な地震の発生に備え、平成12年度から水道施設の耐震化事業を実施し、浄水場内の建築物や水管橋などの耐震補強、浄水場が機能を停止した際にバックアップするための緊急連絡管の整備などを進め、昨年度までに完了した。

・管路

東日本大震災の被災状況を踏まえ、平成24年度に「管路更新事業化計画（H24～R9）（2回改定）」を策定し、計画的に管路の耐震化を進めている。

管路の耐震化率

全体延長	R7 末		R9 末見込	
	耐震化延長	耐震化率	耐震化延長	耐震化率
773.9km	520.6km	67.3%	532.7km	68.8%

・非常用電源

大規模な停電の発生に備え、浄水場などにおいて非常用自家発電設備の整備を進めている。

【建築物の耐震補強】



【管路の耐震化】



【非常用自家発電設備】



2) 老朽化対策

・電気・機械設備

平成19年度に「施設更新計画」を策定し、技術職員による日常的な点検やメンテナンスをきめ細やかに行うことなどにより長寿命化を図りつつ、予防保全の考え方に基づいた更新を計画的に行っている。

・管路

令和6年度に実施した「A I を活用した管路老朽度診断」の結果、管路を埋設した地盤の土質等による老朽度合を考慮して、一律だった耐用年数の見直しを行い、新たな耐用年数に基づき更新事業を進めている。

これにより、30年間（2025年-2054年）の管路更新延長と事業費を比較すると、従来基準での更新と比べて延長で170km（約4割）、事業費で878億円（約5割）の低減効果が見込まれる。

耐用年数見直しの効果（2025年-2054年の30年で試算）

	従来基準	新基準	低減効果
更新延長	455Km	285Km	170Km
更新事業費	1,692億円	814億円	878億円

○広域連携の推進

将来にわたり水道の持続可能な供給体制を確保するため、28市町村等と水道事業の広域連携を進めている（令和10年度に経営統合（経営の一体化）を予定）。

具体的には、人口減少社会の到来を踏まえて、県や市町村等の浄水場の統廃合を進め、維持管理費用や水道施設の更新費用を削減することにより、経営基盤の強化を図る。

広域連携に伴う浄水場の統廃合〔県企業局・統合28団体〕

	2021年度	2070年度想定	削減数
浄水場数	97施設	38施設	59施設